

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 30 年 12 月 6 日（木） 10 時 00 分～10 時 30 分

2. 場 所 市役所 15 階 第 3 会議室

3. 出席委員 9 名出席

伊藤委員，小宮委員，栗城委員（鈴木委員の代理），津留委員，松永委員，
三苫委員，吉田委員，副島委員，袈裟丸委員

4. 傍 聴 人 なし

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会設置要綱について
(事務局より，資料 2 に基づいて説明)

(4) 委員長選出

委員の互選により，伊藤委員が委員長に選出された。

(5) 議事「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分計画について」
(事務局より，資料 3 及び資料 4 に基づいて説明)

○：委員，●：事務局

○ 配分計画について「県の配分基準に準じ」とあるが，住家被害については，被害額によらず，被害区分に応じて均等に配分するというのも県の基準に準じているのか。

● 県は，被害区分に応じた配分比により，市町村毎の配分額を決定しており，今回の配分計画案については，県の配分基準に準じ，被害区分に応じた按分方法により配分額を計算している。

○ 市町村によっては，被害認定が異なるところもあるのか。

● 災害に係る住家の被害認定については，国が被害認定基準を示しており，この基準に基づき各市町村において被害認定を行っている。

○ 同じ被害区分であるが被害額に差がある場合でも配分額が同額であることを懸念する。

● 義援金配分の対象や配分額については，被害に関する公的証明書であるり災証明書に基づくことで，公平性を確保するものとする。

- 義援金配分の対象となる件数は、確定した件数か。
- 義援金配分の対象となる被害については、県の義援金受入期間内にり災証明の交付申請があり、り災証明書の交付を受けたものを、義援金配分の対象とする。
- 広報は行うのか。
- 本会議における決定事項について、報道各社に対し情報提供を行う。
- 建物以外の被害など、り災証明書の交付を受けていない被災者に義援金は配分されないのか。
- り災証明書は家屋被害を対象としており、県においても現に居住のために使用している者がいる建物である住家を対象としていることから、建物以外の被害について、義援金配分の対象とすることは困難と考える。
- 義援金は、いつ頃対象者へ配分されるのか。
- 事務手続きの完了次第、速やかに配分したいと考えている。
- 県から義援金の追加配分があった場合の取り扱いはどのように考えているのか。
- 今回の受入金額に追加配分された金額を加え、その時点における被害件数により、今回と同様の按分方法で配分額を決定し、差額を支給する。
- 義援金配分計画については、事務局（案）のとおりでよろしいか。

<異議なし>

- 被災者への配分が完了し、残余が生じた場合は、災害やボランティア関連基金への寄付など、事務局で検討するということよろしいか。

<異議なし>